

期限切れ失効した教育職員免許状(旧免許状) の再授与申請に係る確認書類

この証明書は、「旧免許状」所持者が修了確認期限日時点で「現職の教員等」であったことを確認するためのものです。
そのため、「新免許状」所持者の場合は本証明は作成不要です。

氏 名

生 年 月 日 年 月 日

教育職員免許状(旧免許状)の修了確認期限日
※2頁目で修了確認期限日を確認し、必ず記載してください。

年 月 日

上記の者は、教育職員免許状(旧免許状)の修了確認期限日時点で、「現職の教員等」であったことを証明する。

※「現職の教員等」とは

校長(園長)・副校長(副園長)・教頭及び教員のことを指す。

産前・産後休暇、育児休業、病気休職中等の休暇・休業・休職中であった場合も含む。

「保育士」は「現職の教員等」には該当しない。

※修了確認期限日に退職した教員について

定年退職者や任期満了の者は「現職の教員等」に該当するが、

自己都合退職や早期退職者は「現職の教員等」に該当しない。

所 属 名

証 明 者 名

(印)

※証明者は「現職の教員等」であった所属の現在の所属長

**栄養教諭免許状以外の旧免許状を所持している人の
最初の修了確認期限**

表1

受講対象者の生年月日			最初の修了確認期限
(1)	昭和30年4月2日	～	昭和31年4月1日
	昭和40年4月2日	～	昭和41年4月1日
	昭和50年4月2日	～	昭和51年4月1日
(2)	昭和31年4月2日	～	昭和32年4月1日
	昭和41年4月2日	～	昭和42年4月1日
	昭和51年4月2日	～	昭和52年4月1日
(3)	昭和32年4月2日	～	昭和33年4月1日
	昭和42年4月2日	～	昭和43年4月1日
	昭和52年4月2日	～	昭和53年4月1日
(4)	昭和33年4月2日	～	昭和34年4月1日
	昭和43年4月2日	～	昭和44年4月1日
	昭和53年4月2日	～	昭和54年4月1日
(5)	昭和34年4月2日	～	昭和35年4月1日
	昭和44年4月2日	～	昭和45年4月1日
	昭和54年4月2日	～	昭和55年4月1日
(6)	昭和35年4月2日	～	昭和36年4月1日
	昭和45年4月2日	～	昭和46年4月1日
	昭和55年4月2日	～	昭和56年4月1日
(7)	昭和36年4月2日	～	昭和37年4月1日
	昭和46年4月2日	～	昭和47年4月1日
	昭和56年4月2日	～	昭和57年4月1日
(8)	昭和37年4月2日	～	昭和38年4月1日
	昭和47年4月2日	～	昭和48年4月1日
	昭和57年4月2日	～	昭和58年4月1日
(9)	昭和38年4月2日	～	昭和39年4月1日
	昭和48年4月2日	～	昭和49年4月1日
	昭和58年4月2日	～	昭和59年4月1日
(10)	昭和39年4月2日	～	昭和40年4月1日
	昭和49年4月2日	～	昭和50年4月1日
	昭和59年4月2日	～	令和2年3月31日

※ 旧免許状所持者で昭和30年4月1日以前に生まれた方(ただし、栄養教諭免許状を有する方を除く)には、修了確認期限が割り振られないため、所持する免許状は何の手続きも要さず生涯有効となる。

平成21年3月31日以前に授与された栄養教諭免許状を所持する方は、生年月日に関わらず、表2が適用される。

※ ここに示す期限はあくまでも目安の期限であり、延期手続・回復手続を行った者の修了確認期限とは一致しないこともあるので、延期手続・回復手続きを行った者の場合は必ず更新講習修了確認証明書等で確認すること。

**栄養教諭免許状の旧免許状を所持している人の
最初の修了確認期限**

表2

免許状が授与された日		最初の修了確認期限
(1)	平成18年3月31日以前に 栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成28年3月31日
(2)	平成18年4月1日から平成19年3月31日までに 栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成29年3月31日
(3)	平成19年4月1日から平成20年3月31日までに 栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成30年3月31日
(4)	平成20年4月1日から平成21年3月31日までに 栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成31年3月31日